

【配布用】臨時中央大会に向けた支部集会 ～組織統合に向けて～

1. はじめに



セブン&アイグループ労働組合連合会
イトーヨーカドー労働組合



イトーヨーカドー労働組合
ヨーク分会

2025年10月3日(金) 新生イトーヨーカドー労働組合 スタート

【労働組合組織統合に至る考え方】 ※第5回全国支部執行委員長会議資料 一部抜粋

- ・2023年9月1日に（株）イトーヨーカ堂と（株）ヨークは、存続会社をイトーヨーカ堂として企業合併を行った以降、Will Change施策の取り組みやヨークHDの設立、戦略的パートナーの招聘など私たちは大きな変革の途上にある。
- ・変革の中においても、交渉力を持った労使関係を維持し、組合員の雇用・労働条件を守っていくためには、IY・YOの屋号を超えて、これまで屋号別に存在した二つの組織から一つの労働組合となり、団結したうえで会社と交渉していくことが必要。
- ・こうした背景からイトーヨーカドー労働組合とイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会は対等な立場で組織統合する。新組合の名称は（株）イトーヨーカ堂の企業別労働組合であることを踏まえ、「イトーヨーカドー労働組合」とする。
※2025年10月3日（金）開催予定の第1回定期中央大会までは各組織での活動を継続する。

2. 組織統合を果たすために必要なこと

労働組合の統合に
ついて決議



労働組合の解散を決議
（YOのみ）



新組織の組合規約
（運営ルール）を決議



支部の代表である代議員の決議持って、組織統合を決定することから
**「臨時中央大会の開催(6月19日)」が必須であり、開催に向けて
各支部からの意見集約をはかる「支部集会」の開催が必要**

3. 新生イトーヨーカドー労働組合の綱領・理念・目標

目標
理念

3つの
基本的考え方

綱領

【一支部一組合の確立】

- 組合員の幸せ実現に向けて、支部組織が自主的に活動し、取り巻く職場環境に対し、支部労使で協議・解決できる状態
- 涸れた井戸から水は汲めない
- 組合員による組合員のための組合活動
- 一人は皆のために皆は一人のために

【綱領＝組織の憲法であり、すべての活動の根幹】

- 私たちは、健全中立なる民主的組織を確立し、労働生活諸条件の向上と文化生活的増進をはかります。
- 私たちは、全組合員の世論を集め、これを経営に反映させることを推進いたします。
- 私たちは、要求の実現において、経営者との利害対立には団体交渉による解決を重視して行動します。
- 私たちは、技術の開発、識見の啓発に努め、もって人格の向上をはかります。

【配布用】臨時中央大会に向けた支部集会 ～議案のポイント～

【第1号議案 労働組合の統合 提案要旨】

1. イトヨーカドー労働組合とイトヨーカドー労働組合ヨーク分会は「対等合併」の考え方を基本に「統合」する。
2. イトヨーカドー労働組合とイトヨーカドー労働組合ヨーク分会の財産は統合後の新たな労働組合に帰属する。
3. 労働組合統合後の新たな組織名称は、(株)イトヨーカ堂の企業別労働組合の位置づけから「イトヨーカドー労働組合」とする。しかし、前項の組織とは異なる。
4. 労働組合統合は次に開催される定期中央大会をもって結了とする。

【第2号議案 労働組合の解散 提案要旨】※Y Oのみの審議事項

1. イトヨーカドー労働組合を法律上の存続組合とするために、イトヨーカドー労働組合ヨーク分会は、次に開催される定期中央大会をもって「解散」する。
2. イトヨーカドー労働組合ヨーク分会は、次に開催される定期中央大会まで 2025 年度活動方針に則って、現組織・活動を継続する。

【第3号議案 組合規約の新設 提案要旨】

～組合規約とは～

組合規約は組合運営の柱であり、組合の憲法というべきもの。労働組合は多くの労働者の集まりであるため、運営についてのルールが必要となる。規約は組織を民主的に運営するための約束ごとを定めたもの。

【新生イトヨーカドー労働組合の組合規約の構成】

諸規程

組合規約	総則	名称、所在地、支部、組織構成、上部団体	支部運営
	目的と事業	目的、事業、専門部	
	権利と義務	平等の原則、権利・義務	
	機関	機関の種類、大会、中央委員会、中央執行委員会など	議事運営細則
	役員	名称、定数、権限・任務、選出、任期、辞任、上部団体	選挙・役員調査費
	同盟罷業	ストライキの行使について	
	会計	会計、収入、加入金、組合費の払戻、予算・決算、支部会計、会計年度など	会計及び財産管理 旅費交通費
	旅費交通費	権利、義務、期間、集会、統制	
	書記局及び専従者	書記局、専従職員、専従者の任免、服務規程など	専従者
	賞罰	表彰、制裁、手続き、弁明など	表彰・査問・犠牲者救済
	個人情報保護	個人情報管理など	個人情報保護規定
	付則	諸規定諸規則の制定、疑義、規約の改廃、施行期日	

⇒労働組合法の遵守を前提に、新生イトヨーカドー労働組合が透明性と健全で民主的な組織となるべく、規約の内容について I Y・Y Oの中央執行委員で構成される「労働組合統合準備委員会」を中心に策定～議論を実施中である。詳細については臨時中央大会にて審議予定。

【臨時中央大会にて提案される組合規約の一例】

～組合費について～

- (1) ナショナル・エリア組合員 組合費＝基準内給与×1.5%＋定額 300 円とする（但し上限を 6,200 円とする）
- (2) フィールド・嘱託組合員 組合費＝基準内給与×1.5%＋定額 100 円とする（但し上限を 4,500 円とする）
※ナショナル・エリア・嘱託組合員については政治団体である「ゆたかな明日を築く会」月会費 200 円は含まれておりません。
- (3) パートナー組合員 組合費＝基準内給与×1.5%＋定額 100 円とする（但し上限を 2,400 円とする）
- (4) パートナー組合員(月間契約 87 時間以上 120 時間未満／週 20 時間未満)
組合費＝基準内給与×1.5%＋定額 70 円とする（但し上限を 1,500 円とする）

その他組合規約の概要についてはWeb！SANKA!に公開中です。

